

子ども手当（児童手当） の現況届について

平成21年度に、児童手当を受給していた方で中学2・3年生の子どもがいない世帯に、現況届を郵送しますので6月中に提出してください。

【現況届に必要なもの】

- ①現況届（該当者には郵送されます）
- ②健康保険証の写し、または年金加入証明書（請求者がサラリーマンの場合）
- ③印鑑（現況届に押印）

～4月に書類を受け取った方へ～

子ども手当の手続きは、お済みですか？

【手続きが必要な方】

- 中学2・3年生の子どもがいる世帯（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）
- いままで、児童手当を受給していなかった世帯
- 公務員は、勤務先へ確認してください。



《子ども手当》

◎支給対象及び支給申請者

中学校卒業までの子ども（15歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども）を養育している方に支給します。

◎支給額（平成22年度）

対象となる子ども1人あたり 月額13,000円

◎支給月

認定請求をした月の翌月から支給されます。支給月は毎年2月、6月、10月の3回で、それぞれの前月分までを支給します。

◎申請

出生、転入等により新たに手当を受ける対象となった方は、請求手続きをしてください。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257

「親と子の心の相談」

山武健康福祉センターでは、お子さんの心に関する相談を行っています。

精神科医師や臨床心理士が、お子さま自身や保護者の方の悩みをお伺いしますので、お気軽にご相談ください。

◎食事を極端に食べない、または食べ過ぎる

◎学校に行きたがらない、家に閉じこもりがち

◎両親や学校の友達とうまくつきあえないなど

相談日

（偶数月）

第2水曜日 午後2時～

（奇数月）

第2火曜日 午後1時30分～

※毎月1回、完全予約制（1回2件程度）

※精神科医の相談は、偶数月です。

予約

相談日前日の午後5時までに予約してください。

◆予約・問い合わせ

山武健康福祉センター地域保健福祉課
（親と子の心の相談担当）

☎0475(54)0611

交通遺児育英会 奨学生募集

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重傷後遺障害で働けず、経済的に修学が困難な高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校・各種学校の生徒・学生（申込時29歳までの方）に奨学金を貸与しています。

奨学金は、無利子で貸与終了後に返還していただきますが、最終学校卒業後6ヶ月据え置いてから20年以内の割賦返済となります。

◆申込・問い合わせ

財団法人交通遺児育英会

☎03(3556)0773

フリーダイヤル

☎0120-521286

ホームページ

<http://www.kotsuiji.com>

